

明日香村空き家等活用バンク不動産流動化対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「明日香村空き家等活用バンク制度要綱（平成21年4月制定）」（以下「バンク制度要綱」という。）に基づき売買を行う際に、バンク制度要綱第5条に規定する空き家等登録者（以下「空き家等登録者」という。）に対し、予算の範囲内において流動化の妨げとなる所有者の諸経費等の負担を軽減するため、不動産流動化対策補助金（以下「流動化補助金」という。）を交付するにあたり必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 流動化補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家等登録者であること。
- (2) バンク制度要綱第9条に規定する利用登録者に対して、所有する空き家等を売却する者であること。
- (3) 村税のほか、国民健康保険料、介護保険料、水道料金及び下水道使用料などの公共料金等を滞納していない者であること。

(流動化補助金の額)

第3条 前条に定める補助対象者に対する補助金の額は、譲渡収入額から取得費・譲渡費用及び特別控除額を差し引いた課税譲渡所得金額に対し長期譲渡所得税住民税相当分5%とし、1物件につき50万円を上限とする。

(流動化補助金の交付申請)

第4条 流動化補助金の交付申請は、土地売買契約締結・所有権移転登記に至り、その年分の確定申告後速やかに明日香村空き家等活用バンク不動産流動化対策補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 土地売買契約書等の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 課税証明書
- (4) 確定申告（分離課税用）の写し（※村外所有者の方）
- (5) その他村長が必要と認める書類

(資格審査及び交付決定通知)

第5条 村長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し適正であると認めた場合には、明日香村空き家等活用バンク不動産流動化対策補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(流動化補助金の交付請求)

第6条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、土地に係る売買契約締結に至り、確定申告した場合は速やかに明日香村空き家等活用バンク不動産流動化対策補助金交付請求書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

(流動化補助金の確定及び支払い等)

第7条 村長は、前条に規定する請求があったときは、その内容について適正であると認めた場合には、速やかに当該補助対象者が指定する口座に流動化補助金を振り込むものとする。

(流動化補助金の交付取消し)

第8条 村長は、前条の規定により流動化補助金の交付を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、流動化補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請または不正の行為により、流動化補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助対象者の責に帰する事由により、売買契約を解除されたとき。
- (3) 交付決定の内容またはこの要綱に違反したとき。
- (4) その他村長が不相当と認めるとき。

(流動化補助金の返還命令)

第9条 村長は、前条の規定に基づき流動化補助金の交付を取り消したときは、当該補助対象者に対し、明日香村空き家等活用バンク不動産流動化対策補助金返還命令書（様式第4号）により、流動化補助金の返還を命じることができる。

2 流動化補助金の交付を受けた補助対象者は、前項の規定により返還を命じられたときは、直ちに当該流動化補助金を返還しなければならない。

(報告及び調査)

第10条 村長は、流動化補助金の交付に関し必要があると認めるときは、当該補助対象者に対して報告を求めまたは調査することができる。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年10月1日から施行する。